明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（**農林水産**五五）　一
○農林水産省組織規則の一部を改正する省令（**同**五六）　二
〔告　示〕
○政治資金規正法の規定により、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった旨を公表する件（**総務**四二二、四二三）　五
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（**財務**三一一、三一二）　六
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（**農林水産**一四四五）　七
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、シンガポール共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件（**経済産業**一九九）　八
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、万国郵便連合の標章を指定した件（**同**二〇〇）　八
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界観光機関の標章を指定した件（**同**二〇一）　八
○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、ペルー共和国の記章及び紋章を指定した件（**同**二〇二）　八
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、ラトビア共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件（**同**二〇三）　八
○公営住宅法施行規則第二十三条に規定する率を定めた件（**国土交通**九六九）　八
○改良住宅の家賃の変更に係る率並びに改良住宅の家賃に係る修繕費及び管理事務費に係る率を定めた件（**同**九七〇）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分、基本測量関係事項、建築士懲戒処分、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第七条第二項に基づく使用の認定関係　一六
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
平成二十二事業年度財務諸表（独立行政法人国立印刷局・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園・独立行政法人海上技術安全研究所）、公文書等の管理に関する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、型式適合認定関係　一九
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　二四
会社その他
会社決算公告　二六

省令

○農林水産省令第五十五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第二項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月二十六日　農林水産大臣　鹿野　道彦

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

第百六十三条中「同部有機薬品及びその製剤の項第五号の十九」を「同部有機薬品及びその製剤の項第五号の十八」を「同部有機薬品及びその製剤の項第五号の十九」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十六号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第十一条第三項、第十九条第二項及び第三十五条第二項の規定に基づき、並びに同法及び農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月二十六日　農林水産大臣　鹿野　道彦

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十八条の見出し中「企画官」の下に「、国際食料調査官」を加え、同条第一項中「企画官二人」の下に「、国際食料調査官五人」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　国際食料調査官は、命を受けて、消費・安全政策課の所掌事務のうち食品の安全に係るものに関する総合的な政策の企画及び立案を行うために必要な海外の情報に関する重要事項についての調査、企画及び連絡調整を行う。

第百三条中「企画連絡室及び次の三部」を「次の四部」に、「総務部」を「総務部　企画管理部」に改める。

第百四条から第百七条までを削り、第百八条を第百四条とし、第百九条から第百十一条までを四条ずつ繰り上げ、第百十二条を第百八条とし、同条の次に次の五条を加える。

（企画管理部の所掌事務）

第百九条　企画管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　動物検疫所の所掌事務に関する総合的な企画及び立案並びに連絡調整に関すること。

二　動物検疫所の所掌事務に関する調査並びに資料の収集、整理、分析及び提供に関すること。

三　動物検疫の業務に必要な技術の研修に関すること。

四　動物用生物学的製剤及び予防用器具の保管、配布、譲与及び貸付けに関すること。

五　家畜伝染病のうち国内に常在しないものの病原体が国内に侵入することにより重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関すること。

（企画管理部に置く課）

第百十条　企画管理部に、次の三課を置く。

企画調整課

調査課

危機管理課

（企画調整課の所掌事務）

第百十一条　企画調整課は、動物検疫所の所掌事務に関する総合的な企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。